

一、従業員ハ左ニ様当スルモノカ解雇セラル、之申サハルコト

ハ、上司ノ命令ヲ背クニ及抗スルモノ

只社物ヲ盗断シタルモノ

只会社ハ被解雇者三名ノ解雇手当其他ノ合シテ金三千五百円也ヲ支給ス

昭和六年三月十八日

株式会社東京機織研究所 社長 芝 藤 太郎

従業員代表 佐藤 久三

組合代表 高山 久三

副 佐藤 沢 茂 久 郎

昭和六年二月十一日

6. 2. 17
2/28

内務大臣 安達謙藏 殿
警務局長 吉田 茂 殿

特殊合会株式会社神谷工場職工解雇ニ関スル件

要旨
一、報告書被テボクシテ以テ根拠幹部中、鶴松村太郎等ハ工場長命令ニ従テ職ヲ離職スル

東京府下若洲町大字神谷ニシテ。番地特殊合会株式会社神谷工場ハ資本金五十萬圓(三十五萬圓神谷)ニテ職工男二十六名、女六名ヲ使用シ社長ニ工学博士 笠井 愛太郎 工場長 陽 秋太郎 兼 副社長ニ 下ニ合会ノ製造ニ従事申上ルカ会社ハ昨年十二月ニ前工場長

警視總監 丸山 鶴吉
警務局長 吉田 茂
内務大臣 安達 謙藏
東京府知事 山 鶴吉
警務局長 吉田 茂
内務大臣 安達 謙藏